

目標：2020 年

『人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する』

BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L 以下（環境保全目標の B 類型）を満たす河川の割合を 8 割にする。

現状

河川の水質は、工場・事業場の排水規制や下水道の整備などによって全体的に改善傾向にあり、BOD 3mg/L 以下を満たす河川の割合は 2015 年度に 8 割に達している。

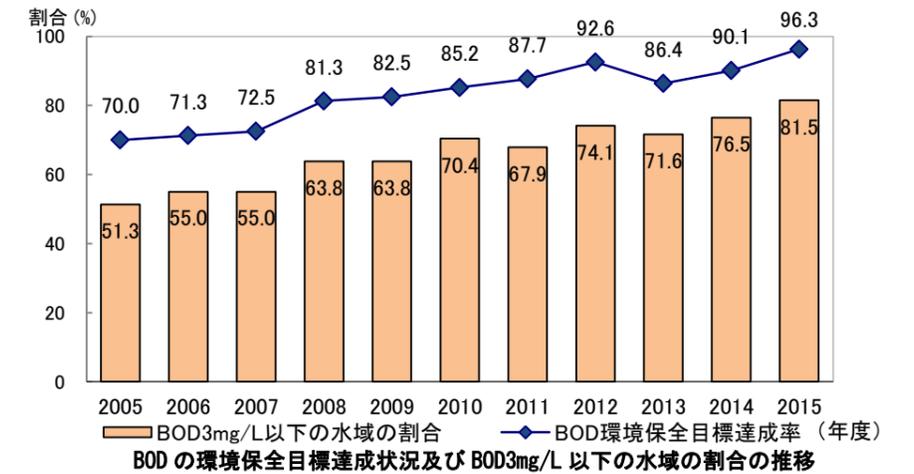
＜府内河川における状況＞

BOD の環境保全目標達成状況

2011 年度 87.7% ⇒ 2015 年度 96.3%

BOD 3mg/L 以下の水域の割合

2011 年度 67.9% ⇒ 2015 年度 81.5%



事業の内容及び取組状況

●水質汚濁防止の事業場規制

【規制指導の概要】（事業場数は 2015 年度末）

○施設の設置等の規制

法・条例対象施設の設置・変更を行う事業場は、以下の手続が必要

- ・届出 水質汚濁防止法及び府生活環境保全条例に基づく届出
- ・許可 法対象事業場のうち、最大排水量 50 m³/日以上の上の事業場では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可

○排出水の規制

・濃度規制（河川等への排出水の濃度を規制（排水基準））

＜生活環境項目＞pH、BOD、COD、SS 等 15 項目 + 色・臭気

【対象】平均排水量 30 m³/日以上の上の事業場【726 事業場】

（府：237 事業場、政令市：302 事業場、権限移譲市町村：187 事業場）

→ 水濁法一律基準+上乘せ条例

＜有害物質＞鉛、水銀、VOC、ふっ素、ほう素等 28 項目

【対象】有害物質を使用する全ての事業場【602 事業場】

（府：136 事業場、政令市：364 事業場、権限移譲市町村：102 事業場）

・総量規制（汚濁負荷量（排出する汚濁物質の総量（濃度×排水量））を規制）

【対象】平均排水量 50 m³/日以上の上の法対象事業場【448 事業場】

（府：199 事業場、政令市：194 事業場、権限移譲市町村：55 事業場）

【項目】COD、窒素、りん

※府域の規制指導は、府、政令市（法で権限を移譲：11 市）、権限移譲市町村（府が条例で権限移譲：17 市町村）により実施

【2015 年度の実績（取組指標に対する結果）】（府の実績）

- ・排水基準が適用される事業場等に対して、立入検査（採水を含む）をのべ 805 回実施（試料採取・分析件数：321 件）
- ・立入検査の結果に基づき、必要に応じて改善指導を行い、基準の遵守徹底を図った。（排水基準超過等に対し、文書指導等を計 37 件実施）

今後の取組み

COD、窒素、りんの総量削減計画に基づく総量規制など事業場排水の規制・指導を、市町村と連携し着実に進める。また、下水道の整備や接続を促進し、高度処理化、合流式下水道の改善を推進するとともに、下水道が整備されない地域では、合併処理浄化槽等の普及促進や、汚濁負荷削減の府民啓発などの生活排水対策を推進する。

●生活排水対策事業

＜生活排水適正処理率 2011 年度 93.7% ⇒ 2014 年度 95.0%＞

生活排水処理施設整備の事業主体である市町村の生活排水処理計画の見直し等の際に市町村に対し技術的支援を行い、市町村における下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進している。

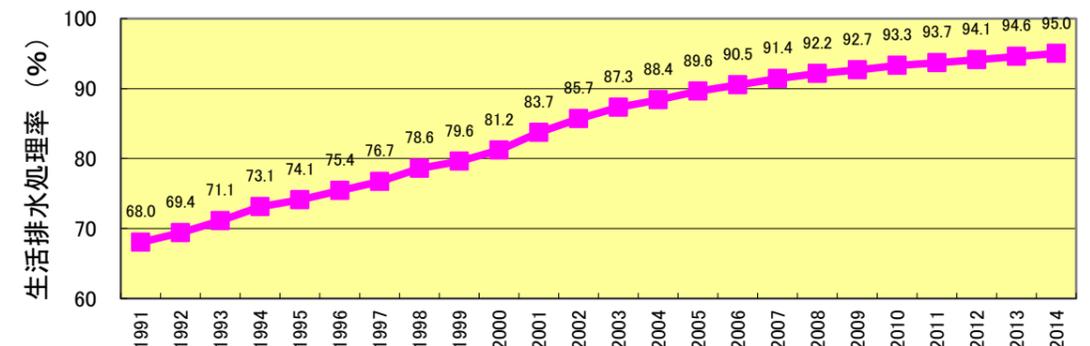
府域の生活排水適正処理率は、生活排水処理施設の整備に伴い、着実に向上してきており、2014 年度末現在で 95.0%となっている。

処理形態別人口と割合

（2014 年度末現在）

整備手法	生活雑排水処理人口				生活雑排水未処理人口	総人口
	公共下水道	農業集落排水施設	合併処理浄化槽	コミュニティプラント		
処理人口(千人)	8167.4	0.8	250.0	0.5	8418.7	8860.6
構成 (%)	92.2	0.0	2.8	0.0	95.0	100.0

大阪府域の生活排水適正処理率の推移



また、「大阪府生活排水対策推進月間」（2 月）を中心に、イベントや街頭啓発を通じて家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図っている。

●流域下水道事業

＜下水道普及率 2011 年度 94.6% ⇒ 2014 年度 95.3%＞

府では、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター（下水処理場）の整備を推進している。また、水みらいセンターにおいては、窒素・りん等を除去する高度な水処理施設の整備を推進し、水みらいセンターとポンプ場においては合流式下水道の改善を推進している。

●浄化槽整備事業

＜2011～2014 年度 延べ 622 基設置＞

個人が浄化槽を設置する際の費用の一部助成及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する事業を実施する市町村への府費補助金の交付を引き続き行うなど、浄化槽整備の促進を図っている。

